

令和 5（2023）年度（年度ごとの登録です。）



南那須地区広域行政事務組合立

那須南病院 病児保育所

（令和 5(2023)年度の利用登録は 1 月 4 日より随時受付致します。）

○病児・病後児保育

症状の急変はないが回復期に至っていないお子さんや病気の回復期ではあるが集団生活が困難なお子さんを保護者の勤務の都合や病気等により家庭で保育できないときに、病児保育施設で専門の看護師や保育士が一時的にお子さんを看護・保育します。

○利用できる児童

那須烏山市・那珂川町・高根沢町に住所を有する生後 10 ヶ月～小学 6 年生、及び保護者が那須烏山市内の事業所に勤務する生後 10 ヶ月～小学 6 年生までのお子さん

○利用できる病気やけが

感冒などの児童が日常かかる病気、インフルエンザ・水ぼうそうなどの感染性の病気、ぜんそくなどの慢性的な病気、やけど・骨折などの外傷

※お子さんの症状によりお預かりできない場合があります。

○保育定員

1 日 3 人まで（お子さんの状態やその時の予約状況により、定員未満でもお預かりできない場合があります。）

○利用期間

1 回の申請で休園日を含む 7 日間連続の利用が可能です。

○保育時間

月曜日～金曜日 午前 8 時から午後 6 時まで（延長は出来ません。）

（休園日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3））

○利用料金（日額）

那須烏山市・那珂川町・高根沢町に住所を有する方 2,000 円

那須烏山市内の事業所にお勤めの方 3,000 円

※生活保護・市（町）民税非課税世帯の方は、減免制度があります。

※利用中に病状の変化があった場合には、施設の医師の診療を受ける場合があります。この際の受診料は、別途保護者の負担となります。

○持ち物（必要な枚数等詳細は事前利用登録時に説明があります。）



共 通	0～2 歳児	3 歳児以上
病児保育事業利用申請書、診療情報提供書、利用料金、薬・お薬手帳（薬局からいただいている場合）、保険証、母子手帳、着替え・タオル・バスタオル（氏名記入）、洗浄綿（ウェットティッシュ）、ビニール袋（汚れ物入れ）、イオン飲料などの飲物、好きなおもちゃ・絵本・DVD 等	食事用エプロン、哺乳びん・ミルク、紙おむつ（必要な場合）	コップ、おはし・スプーン・フォーク（ケース入）、歯みがきセット

○利用方法

①事前に利用登録（年度ごとの登録となります。）

「病児保育利用登録書」に予防接種歴や既往歴、アレルギー情報等の必要事項を記入し、那須南病院総務課に提出し登録をしてください。

※那須烏山市こども課、那珂川町子育て支援課、高根沢町こどもみらい課でも受付致します。

登録受付時間：毎週月～金 9:00～17:00

②お子さんの病気・けがの発症

※病状により入室制限をする場合があります。
（麻疹、風疹、流行性角結膜炎、かいせん等）



③病院総務課（病児保育所担当）へ仮予約の連絡

希望日に病児保育所の利用が可能か問合せをします。病気のお子さんの状態や予約状況により、お預かりできない場合もありますので、必ず利用の可否をご確認ください。

受付時間：毎週月～金 8:30～17:15 電話番号：0287-84-3911（那須南病院）

④かかりつけ医を受診

「診療情報提供書（利用連絡票）」を持参し、診察の結果を記入してもらいます。

※証明書の発行にはお時間がかかる場合があります。



⑤病院総務課（病児保育所担当）へ本予約の連絡

予約は前日までにお願いします。キャンセルの場合も速やかにご連絡ください。

※当日の朝でもご利用可能な場合もありますので、お尋ねください。



⑥病児保育所入室

利用当日に「利用申請書」、かかりつけ医が発行した「診療情報提供書（利用連絡票）」、「指定された持ち物」を持参し、お子さんを預けてください。

※保育中に症状が悪化し、施設の利用が困難になったときは、お迎えをお願いする場合があります。

⑦保育終了・お迎え



⑧お支払い

※「病児保育利用登録書」「診療情報提供書（利用連絡票）」「病児保育事業利用申請書」は、那須南病院HP、那須烏山市役所・那珂川町役場HP（子育て支援担当課カテゴリ）でダウンロードができます。

お問い合わせ先

那須南病院総務課 0287-84-3911

那須烏山市こども課保育グループ 0287-88-7116

那珂川町子育て支援課子育て支援係 0287-92-1115

高根沢町こどもみらい課 028-675-6466